

## いじめ防止基本方針（習志野市立第四中学校）

「四中魂」を精神的な支柱にして学習や生活、部活動に生き生きと取り組んでいる四中生だが、いじめはどの学校にも、また、誰にでも発生するおそれがある。安全安心な学校づくりは学校経営の基本であるとの認識のもと、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）、国のいじめ防止基本方針に則り、次のような方針でいじめ問題に取り組む。

### 1 基本理念

いじめはどの学校でも、また、誰に発生してもおかしくないとの認識のもと、“いじめは絶対に許さない”という信念を持ち、全教育活動を通して、その未然防止にあたる。また、早期発見・早期対応を旨とする。いじめを認知した場合は、いじめを受けている生徒の保護とケアを第一とし、同時に、いじめを行っている生徒に対し保護者、関係機関との連携のもと、組織的に適切かつ迅速な指導・支援等に取り組む。いじめは絶対に許さないという基本方針を教員・生徒・保護者・地域住民と共有することで、いじめのない学校を実現する。

### いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

—「法」第二条—

### 2 いじめ防止委員会の設置

いじめの問題に取り組むにあたって、中核となる組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

#### （1）構成員

基本的には、既存の「教育相談部会」を「いじめ防止委員会」とするが、固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて学年主任・学年生徒指導担当者・担任等を交え、柔軟に対応するものとする。

校長・教頭・生徒指導主任・教育相談担当・不登校担当・各学年教育相談担当  
養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・相談員・支援員  
保護者代表・民生児童委員・青少年相談員 等を状況に応じて招集する。

## (2) 役割

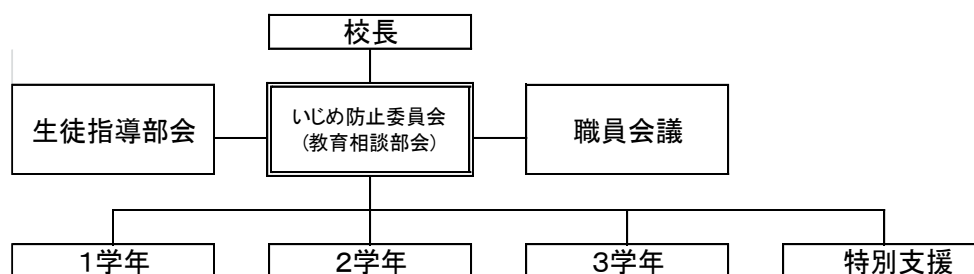
「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正の中核となる。また、いじめの相談や通報の窓口となり、情報の収集や共有、対策を協議する場としての役割を担う。

## (3) 定例会・臨時会

定例会——毎週時間割の中に1時間、定例会（教育相談部会を兼ねる）を開き、情報の共有・対応策検討を行う。

臨時会——緊急性のあるいじめが発覚した場合、緊急な対応が必要とされる場合等に関き、事実確認や対応の検討を行うと共に、必要に応じて関係機関と連携をとる。

## (4) 組織図



## 3 未然防止について

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことで、いじめの未然防止に努める。具体的には以下の事柄に取り組む。

- ・望ましい友人関係づくりに対する指導・援助。
- ・気軽に相談できる雰囲気作り（学級経営等）による早期発見。
- ・いじめは許さないという毅然とした態度での指導。
- ・いじめは許されない行為であるという自覚を持たせる指導。
- ・弱い立場にある生徒を「必ず守る」強い姿勢。
- ・日常の生徒とのふれあいを通して、生徒理解に力を入れる。
- ・道徳、特活および体験活動の充実させる。
- ・生徒指導の機能を生かしたわかる授業を創造する。
- ・家庭、地域との基本理念の共有及び啓発活動の充実させる。  
—各種たより、ホームページ、保護者会、地域会議等
- ・体罰や暴力、暴言などいじめを助長する行為のない学校づくりをする。
- ・生徒の自治活動の活発な学校づくり  
—生徒会活動、イエローリボン運動、いじめゼロ宣言、命を大切にするキャンペーン等
- ・過度の競争意識や勝利至上主義を生まない学校づくり
- ・情報モラルを含めた情報教育の充実

#### 4 いじめの早期発見、相談・通報について

早期発見のために組織的に以下の事柄に取り組む。

- ・学期ごとにいじめアンケートを実施する。
- ・1、2、3学期に教育相談期間を設け、担任と生徒との面談を実施。
- ・各学年に相談担当教員を配置し、生徒の相談を受けやすい体制、生徒からの通報を受けやすい体制を確立する。
- ・教員は日常的に生徒理解に努め、生徒の変化を見逃さない。
- ・保護者面談の実施——必要に応じて随時面談を行い、悩み相談や情報の収集にあたる。
- ・学校における相談窓口を周知する。

スクールカウンセラー・養護教諭・各学年教育相談担当・教育相談員

- ・関係機関の周知。

習志野警察 (Tel 474-0110)

実籾交番 (Tel 477-8998)

中央児童相談所 (Tel 043-253-4101)

習志野市子育て支援課 (Tel 453-9203)

習志野市総合教育センター (Tel 476-1715)

- ・電話相談窓口の周知

チャイルドライン	国	0120-99-7777(チャイルドライン支援センター)
子ども的人権110番	国	0120-007-110(法務省)
24時間(じかん)子供(こども)SOSダイヤル	国	0120-0-78310(なやみ言おう)
ヤング・テレホン	県	0120-783-497(千葉県警察少年センター)
千葉県子どもと親のサポートセンター	県	0120-415-446(千葉県内のみです)
千葉いのちの電話	県	043-227-3900
習志野市総合教育センター 教育相談	市	047-475-8341(やさしい)
習志野市いじめ匿名メール相談 WEB アプリ	市	タブレット端末・スマートフォン

#### 5 いじめを認知した場合の対応について

いじめの発生が疑われた場合、いじめ防止委員会で情報共有を行い、被害生徒の安全確保を第一に対応を進める。また、関係機関と連携を図りながら加害生徒の指導に当たり、いじめの解消および再発防止に取り組む。状況により、次の第1次対応、及び第2次対応をとる。

##### 第1次対応

##### (1) 事実の確認

当該学年の複数職員が加害生徒、被害生徒、周辺の生徒への聴き取り調査を実施。必要に応じて無記名の質問紙等も用いる。

##### (2) 学年で情報共有、対策検討

- ①被害生徒の安全確保…状況により安全確保のための措置をとる。徹底して守り通すことを本人と保護者に話す。

- ②加害生徒の指導…学年でチームを編成し、保護者との連携のもと指導を行う。いじめの行為については毅然と指導し、また、加害生徒が抱える問題がある場合は教育相談等も適宜行いその解消も図る。  
被害生徒が非常に恐れている場合には、加害生徒の別室登校等必要な措置を講じる。
- ③全体への指導…被害生徒、加害生徒を取り巻いている傍観者となっている生徒へ全体指導を行い、いじめの拡大や再発を防止する。
- ④いじめ防止委員会へ報告…定例会を通して、事実関係・指導内容・指導の経過について報告する。(緊急性のある場合は事実確認後すぐに報告)
- ⑤見守り…いじめ防止委員会定例会で、当該学年からの報告を受け、いじめシートを活用し、解消するまで見守りを行う。

#### 第2次対応

- (1) 事実確認…いじめ防止委員会が調査組織を校内に編成し事実確認にあたる。
- (2) 対応チームを編成…必要に応じて専門家・関係機関と連携する。  

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、生徒指導担当、教育相談担当、 スクールカウンセラー、養護教諭、保護者代表、習志野市教育委員会（指導課）、 習志野市いじめ問題対策委員、子育て支援課、警察、等を状況に応じて招集する。
---
- (3) 対応策・指導方針の検討…調査方法等について被害生徒保護者と合意形成を図る。
- (4) 加害生徒の指導…保護者と共同で組織的に指導を行う。いじめの行為については毅然と指導し、また、加害生徒が抱える問題がある場合は教育相談等も適宜行いその解消も図る。必要に応じて児童相談所、警察などの関係機関と連携し指導に取り組む。  
 ※被害生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。 —「法」23条—  
 ※被害生徒、その他の生徒の教育権を保証するために、必要な場合は教育委員会と連携し、加害生徒の出席停止制度の適正運用を検討する。 —「法」26条—
- (5) 被害生徒のケア…被害生徒が精神的なケアを要する場合、スクールカウンセラーや教育相談員、養護教諭及び関係機関と連携をとり、必要な措置を講ずる。
- (6) 解消後の見守り…いじめ防止委員会定例会で、当該学年からの報告を受け、いじめシートを活用した継続的な見守りを行う。
- (7) 事例の共有（研修）…全職員でいじめに対する背景・事実関係・指導・経過を確認し、保護者代表や関係機関と連携を取りながら、いじめ問題の未然防止・解消・再発防止に資する。

※第1次対応、第2次対応ともに、事実確認の過程で得られた情報については、被害生徒並びにその保護者に対して適宜、中間報告を実施する。

## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、次のように対処する

### 重大事態の定義

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
—「法」28条—

#### (1) 重大事態が発生した場合の対応

「5いじめを認知した場合の対応について」により、いじめへの対応を図る中で、重大事態の発生が疑われた段階で、校長は教育委員会に報告をする。

#### (2) 事実関係を明らかにするための調査の具体例

- ① いじめ防止委員会に置いて、調査目的、調査主体、調査方法を検討し、被害生徒保護者と合意形成を図り、調査を開始する。
- ② 調査にあたっては複数職員で対応することとし、個別の聞き取りのほか、必要に応じて無記名の質問紙調査等も実施する。
- ③ 調査結果は教育委員会に報告するとともに、保護者に必要な情報を適切に提供する。

#### (3) 関係機関との連携

犯罪行為にあたる事案、命の危険が疑われる事案、専門的な指導支援を必要とする事案など、事案に応じて関係機関と連携を図り、事実関係の調査にあたる。

習志野警察 (Tel 474-0110)

実籾交番 (Tel 477-8998)

中央児童相談所 (Tel 043-253-4101)

習志野市子育て支援課 (Tel 453-9203)

習志野市総合教育センター (Tel 476-1715)